

## 日中活動サービスにかかる「原則の日数」超過の支給基準

### 1. 目的

日中活動サービスを利用する場合の日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を基本として支給しているところであるが、利用者の心身の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合があることから、利用日数が「原則の日数」を超える場合に必要な支給基準を定めるものである。

### 2. 対象

「原則の日数」超過の対象となる日中活動サービスは以下のとおりとする。

- ◇ 生活介護
- ◇ 就労継続支援B型
- ◇ 自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）

※上記の日中活動サービスを複数組み合わせる場合も同様に対象とする。

※就労移行支援及び就労継続支援A型は、日中活動サービス事業者が長崎県に利用日数の特例の適用を受ける届け出を行い、且つ、当該事業者が指定する期間における利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内の場合に限り認める。

### 3. 要件

「原則の日数」超過の支給要件として、①～②の項目を満たすことを必須とする。

- ① 計画相談支援給付費の支給を受けていること。
- ② 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（厚労省543号告示別表第二）の合計点数が10点以上であること。

ただし、以下の場合は②を満たさなくても支給対象とする。

発作が頻発するなど身体及び精神の状態が極めて不安定であり、且つ、日中誰も支援する者がいないため一人で過ごすことが出来ないと判断されること。（同居親族が高齢者、障害者、児童のみで支援が難しい場合を含む。）

グループホーム利用者は基本的に「原則の日数」超過の支給対象としないが、以下のいずれかに該当するなど特に支援の必要性があると判断できる場合は対象とする。

- ◇ 行動援護の支給決定を受けていること。
- ◇ 盗癖や徘徊、他害行為などの問題行動がみられるため常時見守りが必要とされること。

支給基準は島原市独自のもので、「原則の日数」を超える利用申請にあたり、支給可否を判断するために設定するものです。「原則の日数」を超える利用申請を行う場合は、指定特定相談支援事業者が作成する「日中活動サービスにかかる原則の日数超過が必要な理由書」の提出が必要となります。基準に該当するか判断に迷う場合は個別に対応いたしますのでご連絡ください。